

Eラーニングにおける著作権の問題と対策

アメリカ著作権法の改正を参考として

廣 瀬 孝 文

Toward the Compatibility of E-Learning with Copyright Law: With Reference to the U.S. Revision of Its Copyright Law

Takafumi Hirose

Summary

Just like copyright laws of most other countries, the Japanese copyright law has exemption clauses for non-profit educational purposes; i.e., instructors are allowed to use reasonable amounts of copyrighted materials in classrooms without obtaining permission from copyright holders. In the case of present Japanese copyright law, this practice is permissible only in face-to-face classroom situations and in live transmission to another classroom operated in the similar manner to a face-to-face classroom. This, by definition, excludes the use of copyrighted materials in on-demand e-learning instruction.

In the United States, the 1976 Copyright Law had created an environment just like the one in Japan now. However, American copyright holders and educators discussed the matter very extensively for a considerable length of time, and finally succeeded in amending the copyright law in 2002. While the new law allowed more liberal use of copyrighted materials in digital transmission, it also laid out a number of restrictions by making the entire educational institution responsible for the observance of copyright regulations.

By analyzing the recent U.S. copyright law(TEACH Act of 2002) the author argues amending the copyright law in this manner is beneficial not only to educators but also to copyright holders since the new law makes both educators and students more aware of the nature of copyright and prevents them from violating the copyright law from carelessness or ignorance. For the benefit of the development and dissemination of the e-learning method of instruction in Japan, it is strongly recommended that the Japanese copyright law be amended to make the digital transmission of copyrighted work possible in a restricted educational environment.

Key words

eラーニング、著作権、アメリカ著作権法、TEACH法、デジタル送信

I . は じ め に

インターネットを利用したeラーニングは、好きな時間にいつでも、好きな場所でどこでも目的の講座を受講することができ、通信教育などの分野では大変便利なシステムである。通信教育だ

けではなく、大学などの通常の授業においても、各方面でその利用については研究が行われている。しかし、eラーニング教材を作成する立場から見ると、eラーニング専用の教材を開発するという大きな負担が課せられ、そのためにばく大な時間を費やさなければならないのが現実である。その理由は、日本の著作権法においては、通常の対面授業で利用する著作権のある教材をそのままサーバに載せて配信することが許されていないからである。

我々が教室で利用する一般の著作物には、政府刊行物などの特殊な例を除けば、必ず著作権が存在する。一般の著作物の中には、文字や音声で著した言語の著作物、楽曲や歌詞などの音楽的著作物、地図や図表などのグラフィック著作物、各種の美術作品における著作物、写真や映画などの画像で表される著作物、最近ではコンピュータのプログラムも著作物の仲間に入り、さらには、ダンスの振り付けや芸術的な建築物にも著作権が存在している。

どこの国の著作権法でも、これら著作権の存在するものを著作権者に無断で複製したり公衆に向けて上演・上映・演奏・送信・口述・展示したりすることは禁止されている。日本の著作権法では、このようにして著作権を侵害した場合には、最高で3年以下の懲役または300万円以下の罰金という刑罰が科せられる(第119条)。

しかし、このように厳しくは、通常の日常生活では不自由が生じる。そこで、著作権法には、特定の場合には著作権者の権利を制限する条項が設けられていて、一定の条件を満たせば、複製など通常禁止されている行為を行うことができる。たとえば、我々が日常家庭で行っている「私的利用のための複製」は、仕事以外の目的で家庭内で使用し、コピープロテクションを解除して行わないなどの一定の条件を満たせば限られた範囲での複製は認められる(第30条)。その他にも、図書館における複製(第31条)、教育機関における複製(第31条)、試験問題としての複製(第36条)、営利を目的としない上演等(第38条)、さまざまな状況において権利制限が定められている。今回取り上げる教育機関の場合でも、教室という限定された空間において対面授業で授業を行うといったような条件の下では、かなりの著作物を、著作権者の許可なしに使用することが可能となっている。

しかし、eラーニングに関する限りは、現在の日本の著作権法では、著作物を対面授業の場合のように利用することはできない。第35条第2項には、教育機関で著作物の公衆送信を行う場合は、「当該授業を同時に受ける者」に対してのみ許されている。つまり、著作権者の許可を受けていない著作物を利用した授業は、対面授業か、サテライト教室などで同時に生中継で授業を提供する場合にのみ可能となる。eラーニングの場合のように、一旦サーバに保存し、随時アクセスが可能な方法は、たとえ、パスワードなどで受講者を制限したとしても、現行の著作権法では許されない。

このような状況では、今後、わが国でeラーニングをさらに普及しようとしても、おのずから限界があり、多忙な教育活動の中で積極的に取り組もうとする教員は、ごく限られた数にとどまることが懸念される。この点については、これまで全く無視されてきたわけではない。2005年の文部科学省文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、以下のような問題点が指摘されている⁽¹⁾。

問題の所在

eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)することについて

第35条第2項が新設されたことにより、同時中継型の授業は、より円滑に展開し得るようになったが、同項の規定は、サーバ内に授業内容をあらかじめ蓄積しておき、任意の時間帯、任意の場所（在宅も含む）で学習できる形態のeラーニングには適用できない。そこで、そのような授業形態のeラーニングを推進するためには、現行第35条第2項は存置したまま、新たに、要件をより厳格化した上で、当該授業を受ける者に対して著作物を公衆送信できるようにすることが適当であるとの要望がある。

しかし、その審議の結果は、次のように報告されている。

eラーニングの実態を勘案すると、異時送信による利用にも権利制限を及ぼすべきであるとする意見もあった。しかし、履修者の数が大きくなれば、実質的に「著作者の利益を不当に害することとなる場合」に該当してしまうのではないかと、著作物が授業を受ける者以外の者に流通し著作権者の利益に悪影響を及ぼすのではないかなどとして、慎重な検討が必要とする意見があった。また、仮に法改正を検討する場合には、恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなど明確化を図る措置が併せて講じられるべきとする意見があった。一方、教育現場における著作物の利用に関しては、一部私立学校関係者等において補償金による権利処理の実験的な取組みが行われているところでもあり、実態も十分踏まえた上で検討する必要があるとの意見があった。

従って、本件については、著作権の保護とのバランスに十分配慮するため、いかに要件を限定しつつ、eラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきか、上記の指摘を踏まえた、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である（強調は著者による）。

すなわち、この小委員会が言わんとするところは、現在の段階では、学校関係者からeラーニングのために法改正をしなければならないほどの重大な関心事として声が聞こえてきていない。今回の指摘は、せいぜい「さざ波」程度なので、教育界において「うねり」となるくらいに関心が高まらなければ、あえて行動に移す必要はないのではないかと、もし、本当に必要性を感じ関心があるのなら、教育関係者は、もっと積極的に発言すべきであると、教育関係者に対する一種の挑戦とも受け止めることができる結論となっている。

本稿は、このような環境の中で、一つの提案として、アメリカ合衆国ですでに成立している対処法の実例を紹介し、わが国における著作権法改正の動きに拍車をかけようとするものである。アメリカにおいても、1976年の著作権法では、現在の日本の著作権法と同じように、著作権者の許可を得ていない著作物をサーバに蓄積して配信することは禁じられていた。しかし、アメリカの場合、古くから遠隔教育が普及しており、その方法がデジタル化されるようになると、各方面からその不自由さが指摘された。その結果、2002年に著作権法が改正され、限られた条件の下では、サーバに情報を蓄積した形のeラーニングが可能となった。わが国でも、アメリカの新著作権法をそのまま適用することはできないかもしれないが、国境を越えて著作物が往来する今日の現状を考えると、できるだけ他の国と同じような基準の下で法改正を行うのが、長期的な観点から自然ではないかと思われる。アメリカでは、法改正が行われてからすでに幾年かの時間が経ち、各教育機関がどのように対応しているかの実例を見ることもできる。こうした中で、より賢明な形の法改正が日本でも行われることを強く願うものである。

II . 日本の教育現場における著作権法と e ラーニング

A . 著作権とは

日本の教育機関における著作権の取り扱いについては、独立行政法人メディア教育開発センターが、近年特に力を入れて啓蒙活動を行ってきている。この問題を分かりやすく詳細に解説したものには、同理事長の清水康敬氏の『必携！教師のための学校著作権マニュアル』(2006年)があり⁽²⁾、同センターの尾崎史郎氏がまとめた冊子「著作権法の基礎知識 IT 活用教育関係者が知っておきたい著作権」⁽³⁾「教育関係者のための著作権契約に関する手引き」⁽⁴⁾などがある。詳細については、これらの文献に譲ればよいが、ここでは著作物に対して著作権者はどのような権利を持っている(専有している)のかを明確にしておく。これらは、著作権法第3款第21条から28条によって明らかにされており、次のとおりである。

- 1 . 複製権 (第21条) : 文字・写真・動画・音声・プログラムなどを複製する権利はもっぱら著作権者にあり、他人は勝手に複製することはできない。デジタル化されたデータも同様である。
- 2 . 上演権および演奏権 (第22条 1 項) : 音楽や劇などの著作物を公衆に直接見せたり聞かせたりするために上演したり演奏したりする権利。著作権者の許可なくしては、勝手に上演したり演奏したりすることはできない。
- 3 . 上映権 (第22条 2 項) : テレビのような画面やスクリーンなどに著作物を映し出す権利で、動画のみではなく静止画像、印刷物、プレゼンテーションとして作成された資料などもこれに含まれる。
- 4 . 公衆送信権 (第23条 1 項) : 著作権法には「著作者は、その著作物について、公衆送信 (自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。) を行う権利を専有する。」と記載されているが、第2条 7 項の 2 では「公衆送信」とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信」と定義されており、第8項では、放送も公衆送信の一つであるとされている。ただし、大学のような同一構内における有線 LAN のような限られたものは除外されるが、同一構内でも無線 LAN で送信することはできない。また、「自動公衆送信」とは、第2条 9 項の 4 では、「公衆からの求めに応じ自動的に行うもの」と定義づけられており、ウェブページやオンデマンド形式の授業などに著作物を掲載することが禁止されるものである。「送信可能化」とは、著作物をデジタル化したり HTML 化したりして、送信ができる状態にすることをいう。
- 5 . 口述権 (第24条) : 著作物を公衆に対して無断で朗読したり、朗読が録音されたテープやディスクなどを公衆に対して再生することが禁止されている。
- 6 . 展示権 (第25条) : 美術の著作物や写真の著作物の原作品を公衆に対して無断で展示することが禁止されている。
- 7 . 頒布権 (第26条 1 項) : 映画などの著作物の複製を譲渡または貸与することが禁止されている。
- 8 . 譲渡権 (第26条 2 項) : 著作物の原作品または複製を譲渡する (売る) 権利であるが、一旦譲渡されてしまうと、最初の著作権者には権利がなくなるので、再譲渡も可能となる。
- 9 . 貸与権 (第26条 3 項) : 著作権者の許可なくして著作物の複製を公衆に貸与 (レンタル) することが禁止されている。

10. 翻訳権、翻案権等（第27条）：著作物を翻訳・編曲・変型・脚色・映画化したりして二次著作物を作ること、著作権者に無断で行うことが禁止されている。また、二次著作物を利用する場合は、原作者も二次著作物の作者と同じ権利を有する（第28条）。たとえば、パロディ作品は、パロディの作者と同様の権利を原作者も有することになる。

これから見ても分かるように、第23条の公衆送信権が、e ラーニングとは最も関係の深い項目である。

B. 日本の教育機関における著作権の制限

現行の著作権法では、第5款「著作権の制限」という部分が第30条から50条までである。「著作権の制限」とは、すでに述べたように、全ての著作物には著作権あるいは著作隣接権があって、その権利は著作権法によって保護の対象となっているが、特定の場合には著作権者の権利を制限して、法の保護の対象としないという概念である。言い換えれば、特定の条件を満たせば、上に述べたようなさまざまな権利を持つ著作物を使用する場合に、著作権者の許可を得る必要がないということになる。もちろん、この措置には幾つかの条件があり、これらの条件が満たされた場合のみに著作権の制限が成立する。

著作権の制限にはさまざまなケースがあるが、ここでは、今回直接関係のある第35条の「学校その他の教育機関における複製等」のみを取り上げる。著作権法第35条は次のとおりである。

第35条 学校その他の教育機関¹（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2. 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

1 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置する学校を含む。

（平十五法八五・見出し1項一部改正2項追加）

上の条文の第1項から明らかになることは、次のとおりである。

1. 教育機関は、営利を目的としないものであること。営利を目的とした塾・予備校・カルチャーセンターなどは除外される。
2. 複製を行う者は、教師（教育を担当する者）または学生（授業を受ける者）本人でなければならない。この点については、2004年の改正で、「教育を担当する者」に加えて「授業を受ける者」も複製を行うことができるようになった。
3. 使用する場所は、その目的のために複製を行った授業の中でなければならない。いわゆる「対面授業」の場であるということが、第1項の規定である。

4. 複製する数は、当該授業で必要とされる数を限度としなければならない。
5. 複製できるものは、すでに公表された著作物でなければならない。
6. 著作権者の利益を不当に害してはならない。この場合の例として、本来学生一人ひとりが購入することを前提として出版されたワークブック・ドリル・問題集などを教員が1冊だけ買い求めて（ひどい場合には見本として無料で受け取ったものを）学生の数だけコピーして渡した場合は、著作権者の利益を害することになるので、不法行為となる。

第2項は、著作権のある教材の送信について定めたもので、以前は、授業での使用を目的として無許諾で著作物が利用できる場合の形態は「複製」と「譲渡」に限定されていたが、2004年の改正で、「公衆送信」もできるようにしたものである。ただし、著作物の公衆送信を行う場合には、次のような条件を満たす必要がある。

1. 送信できるものは、すでに公表されている著作物であること。
2. 授業は、営利を目的としない教育機関で行われるものであること。
3. 送信そのものも、営利を目的とするものであってはならない（第8条1項関連）。
4. 授業を受ける者のみが対象となる送信であること。すなわち、受信する側も、授業に登録した正規の学生でなければならない。
5. 主会場と副会場では、同じ授業が展開されること。
6. 送信は、「同時」に授業を受ける形態の「生中継」でなければならない。この規定によると、録画したものを送信することはできない。また、サーバに蓄積したものをオンデマンド形式で配信することもできない。
7. 著作権者の利害を不当に害するものであってはならない。

この2006年の法改正は、それまでできなかった公衆送信を限られた形で可能にしたことは評価できるが、eラーニングの観点から見ると、全く適用することができない。第35条2項は、必ず「教室」が存在することを前提としているので、主会場と副会場の両方に正規登録した学生が存在しなければならない。たとえば、研究室やスタジオから発信する講義をサテライト教室などで受講させる場合には、使用許可を受けていない著作物は一切使うことができない。また、主会場で録画したものを送信することができないばかりか、受信側で録画したものを別の時間に副会場で見せることも不可能である。ましてや、eラーニングの基本構造であるサーバからのオンデマンド配信などは、全くの問題外である。

このような中でeラーニングの授業を行うためには、著作物を一切使わないオリジナルな授業構成にするか、使うのなら、一つひとつ著作権者の許可を取るより他に方法はない。もう一つeラーニングに無理やり適用することができるものがあるとすれば、第32条1項の「引用」であり、次のように記載されている。

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

この引用という手段は、本来、報道・批判・研究などで行うことが前提とされていて、公衆送信の場合、どこまで何ができるかは、いまだに不明瞭である。引用である限り、自分の講義が「主」であり、引用の対象は「従」でなければならない。また、「公正な慣行に合致しなければならない」ということは、常識的な範囲内で行われる必要がある。しかし、やはり、ここで最も望まれることは、この領域で法改正が行われることである。そのためには、どのような形の法改正と運営方

法がわが国にとって最もふさわしいのか、早急に検討を進める必要がる。

Ⅲ．アメリカ合衆国著作権法の発展

A．合衆国における著作権法の起源

アメリカ合衆国における著作権に関する法律は、イギリスの植民地時代にその起源を持ち、世界最初の著作権法として知られる1710年の「アン法 (Statute of Anne)」が、著作権者に14年の排他的著作権を認めたことに始まる⁽⁵⁾。合衆国の独立後は、1789年に効力を発した現在の合衆国憲法第1条8項8節に、合衆国議会に委ねられた権限として著作権に関する法律を制定することが掲げている。

この憲法に則って、合衆国議会は、「1790年の著作権法」を制定した。この法の下では、著作権は14年とされ、さらに14年更新することができた。その後、著作権法は改正を重ね、1831年にはヨーロッパの基準に合わせるために著作権を28年とし、さらに14年の更新を認めた。1870年の改正では、著作権の管理を、それまでの連邦地区裁判所から、国会図書館の著作権局に移した。1886年にヨーロッパ諸国の著作権を統一するベルン条約が締結されたが、アメリカは参加しなかった。(アメリカがベルン条約を批准したのは1988年であった。)⁽⁶⁾

1909年には、著作権法の大幅な改正が行われた。「1909年の著作権法」の特徴は、保護の対象が単なる印刷物から技術の発展に伴って、写真・映画・レコードをはじめ、今日著作権があると考えられている対象物のほとんどに及んだことであった。さらに、今回問題とする教育機関における使用については特に明記されていないが、第1条(c)-(e)では、「講義、説教、演説、それに類似する著作物、または非演劇的言語著作物」などを「営利を目的として公衆に」朗読したり発表したり実演したりすることのみが禁じられていた。ということは、大学の講義のような非営利行為における著作物の実演は、この法律の下では全く問題とされていなかったのである。また、次回、1976年の改正に加えられることになった著作物の「展示」についても、何の言及もなかった。さらに、ジュークボックスのようなコインで音楽を再生する行為も、それが行われる場所への入場料が徴収されない限りは、「公衆における実演」とは見なされなかった⁽⁷⁾。

1909年の著作権法をさらに改正することに関しては、ベルン条約が批准できるようにと、1924年から1940年にかけて検討されたが、第二次世界大戦のため中断しなければならなかった。戦後、アメリカは、万国著作権条約 (UCC = Universal Copyright Convention) の成立に大きく関与することになったので、この条約が1952年に成立するとまもなく、アメリカは1955年にこれを批准した。このUCCの批准に伴い、アメリカでは、再度、1909年著作権法の改正が課題となり、1955年に合衆国議会は正式にこのプロジェクトを開始した。

1961年に著作権局長から最初の報告書と改正案が提出されたが、これは、不評であった。この報告書では教育機関における権利の制限は特に明記されなかったが、提案の6番目に、非演劇的言語および音楽著作物は、「営利を目的とした場合に限り」著作権が保護されるべきで、演劇的著作物は、営利目的に使用する場合に限り保護されるべきであるという項目があった⁽⁸⁾。しかし、非営利の目的ならば自由に著作物が利用できるという1909年著作権法の内容は、改正されるべきであるという意見が多勢を占めたので、1965年の著作権局長の2回目の報告書では、「7. 実演の権利に関して営利目的のみに限定する項目を廃止し、教育的およびその他の非営利目的における実演に関する例外事項と置き換える。」と、方針の転換が行われた。その理由は、コンピュータおよ

びその他の現代的送信方法では非常に広い範囲で送信が行われる可能性があり、たとえ非営利目的の送信であっても、著作権者の利益を損ねる可能性があるということであった⁹⁾。ここで初めて「教育機関」における例外という概念が登場した。その後、幾度かの公聴会を経て法律の改正が検討され、1976年に新しい著作権法が成立した。この法律では、著作物の保護期間が、作者の寿命プラス50年に延長された。ちなみに、現在のプラス70年としたのは、1998年の「サニー・ボノ著作権期間延長法」である¹⁰⁾。

B．1976年著作権法

「1976年著作権法」では、第106条で著作権のある著作物に対する排他的権利が述べてあり、第107条から112条までは著作権者の排他的権利の制限を謳っている。この権利制限の部分の内容は、以下のとおりである。

第107条 排他的権利の制限：フェアユース

第108条 排他的権利の制限：図書館およびアーカイブ（公文書資料館）による複製

第109条 排他的権利の制限：特定のコピーまたは音声レコードの移転の効果

第110条 排他的権利の制限：特定の実演および展示の免除

第111条 排他的権利の制限：二次的送信

第112条 排他的権利の制限：一時的固定物

これらの中で、ラーニングの送信と関係のある部分は、第110条1項と2項である。2002年の改正以前の条文は、以下のとおりであった¹¹⁾。

第110条 排他的権利の制限：特定の実演および展示の免除

第106条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害にはならない。

- (1) 非営利的教育活動で、教室またはそれに類似するもっぱら教育を行う場所で対面形式で行われる授業科目で教師または生徒が行う著作物の実演または展示。ただし、映画、その他の視聴覚著作物、実演、個々の映像の展示が、本編に照らし合わせた場合、非合法的な手段で複製が行われたものではなく、その実演を行う責任者がコピーが非合法的手段で作成されたものではないということを知っているか、そのように信じる理由がある場合に限る。
- (2) 送信または送信過程における非演劇的な文字または音楽の著作物の実演または著作物の展示で、以下の条件を（すべて）満たすもの。
 - (A) 実演または展示が、政府機関または非営利的教育機関の体系的な教育活動の通常の部分であること。
 - (B) 実演または展示が、送信される教育内容と直接関係があり、その重要な補助となっていること。
 - (C) 送信の主な目的が、次のいずれかであること。
 - (i) 教室またはそれに類似する通常教育に専念する場所における受信、
 - (ii) 障害またはその他の事由により教室またはそれに類似する通常教育に専念する場所に出席できない者のために送信されたものの本人による受信、
 - (iii) 政府機関の役員または職員が公務または職務の一環として行う受信。

第110条(1)で明らかにされていることは、次のとおりである。

1. 著作物の実演または展示を行うのは、「非営利的教育活動」に限定され、営利を目的としたものであってはならない。単位を認定する大学や小中高等学校はこの範ちゅうに入るが、営利を目的とした語学学校やタレント養成学校、ダンススタジオなどは、この範ちゅうに

は入らない。

2. 著作物の実演または展示は、「対面授業」で行われなければならない。この制限は、おのずから教育放送という手段は除外される。
3. 著作物の実演または展示は、教室またはもっぱら教育を行う教室に類似した場所で行わなければならない。この法の精神によれば、体育館や講堂が演劇の発表、卒業式、集会などの目的で使用された場合には「教室」に類似しない。しかし、カリキュラムの一環の授業の場所として体育館が使用される場合には「教室」に類似すると見なされる。図書館や工作室も、カリキュラムの一貫として使用されれば同様である。
4. 実演あるいは展示される著作物の複製は、合法的手段で複製されたものでなければならない。
5. 許可される行為は著作物の「実演」と「展示」のみであって、教室における複製、配布、改変などは許されない。

第110条(2)は、著作物の送信に関する規定であるが、1976年当時の送信方法は、構内に限定したテレビやラジオの有線放送と、一般向けのテレビとラジオの放送であった。最初は、構内の有線放送のみが著作物の送信が許可されるべきであるという意見があったが、最終的には、一定の条件さえ満たせば、一般の教育放送も含むことができるという結論に達した。第110条(2)で明らかにされていることは、次のとおりである。

1. 著作物の送信が許される行為は第110条(1)項と同様に、「実演」と「展示」のみであって、複製、配布、改変などの送信は許されない。
2. 展示に関しては全ての著作物の展示を送信することができるが、実演に関しては、「非演劇的な言語または音楽著作物」に限られる。従って、教育放送を通しては、映画の上映や演劇の実演、音楽レコードの再生などは禁止されることになる。
3. 送信を行うのは、政府機関が営利を目的としない教育機関でなければならない。
4. 実演または展示の送信は、カリキュラムの一環としての教育においてでなければならない。
5. 送信される実演や展示は、本来行うべき教育の内容と直接関係があるもので、かつ、本来行うべき教育の内容にとって重要な役割を果たすものでなければならない。従って、本来の教育内容とは関係が薄い部分の送信、BGMなどの装飾的な効果を狙った送信などは許されない。
6. 送信された著作物の実演や展示を受信できるのは、

教室またはそれに類似する教育の場所

障害あるいはその他の事由で通常の教室の授業に出席できない人本人

政府関係者が公務として受信する場合

に限られている。この「その他の事由」には、勤労あるいはその他の理由で昼間の授業に出席することができない学生も含まれるというのがこの項目の解釈である。過疎地で近くに適当な教育機関がない場合、育児で通常の授業に出席できない場合なども正当な事由と見なされる。従って、一般大衆も受信することのできる教育テレビ放送でも、その番組がカリキュラムに従って定期的に放送され、それを受信して学習した結果、通常の授業を受けた場合の学生と同様の単位認定が行われるのならば、送信の目的、内容、期間から鑑みて、110条(2)で許可される範囲に入ることになる。反対に、通常の教室の授業を補うために通常の授業を受けている学生に向けた送信は、正当な事由にはならない。

では、「1976年著作権法」では、デジタル通信はどのように取り扱われることになるであろうか。この時代は、まだデジタル通信による遠隔教育は行われていない時代であったので、条文の中に「デジタル」という言葉は出てこない。第110条(2)では、単に「送信(transmission)」とあるだけで、その方法については明記してない。すなわち、送信方法については「中立的」立場を取っているので、デジタル送信も含まれて許されることになる。しかし、第110条の条文がデジタル送信を許可するものであるか否かという点、答えは「否」である。なぜならば、デジタル送信という手段そのものは禁止されていないが、デジタル送信という技術は、その性格上、著作物の「複製」と「配布」を免れることができない。第110条(2)は、「実演」と「展示」のみを許可している。技術的に「複製」や「配布」行わずにはできないデジタル送信は、許されないことになる。

ここまでが、現在の日本の著作権法に匹敵する動向である。その後、アメリカは、デジタル通信時代の遠隔教育における著作権法の行き詰まりという段階を脱出して、著作権法の改正に成功した。今後の日本におけるeラーニングの発展という面から考えると、この時点以降のアメリカの経験は、十分に参考になると考えられる。

C. 1976年著作権法の改正に向けて

アメリカの場合、遠隔教育は、アナログの時代からすでに盛んに行われており、長い伝統がある。従って、通信手段がデジタル化され、遠隔教育の手段もコンピュータのネットワークを利用したデジタルの時代になると、1976年著作権法が現実に対応していないということがいち早く問題化され、デジタル通信に対応した法改正が求められるようになった。次に示す統計からも見るように、アメリカでは、遠隔教育に参与している大学の数、提供する科目数、受講者数が日本と比べると非常に大きいので、著作権法の改正のための圧力団体も必然的に形成されることになる。

ちょうどこの頃、合衆国教育省教育統計センターが遠隔教育に関する実態調査を1997年から1998年にかけて行い、1999年の12月に報告書¹²⁾を出している。アメリカ社会における遠隔教育の実態を伺うことができる。この報告書によると、1997-98年度においては、5,010ある全国の大学短大のうち、1,680校(34%)が、正規の授業を遠隔教育で提供しており、さらに990校(20%)が3年以内に遠隔授業を提供すると答えた。従って、2001年までには、54%の大学短大が遠隔教育を行っていることになる。遠隔教育による受講生の数は、1,680校で合計1,661,100人であった。また、遠隔教育による授業科目数は、1,680校で合計54,470科目あった。その中で最も科目数が多い分野は、英語を含む人文社会行動科学分野で14,900科目、2番目がビジネス経営分野で8,160科目、さらに、教育分野4,990科目、健康に関する職業教育の分野4,440科目、工学分野3,950科目と続いた。

1990年代に入って遠隔教育のデジタル化が進むと、二つの組織が遠隔教育における著作権法の問題について徹底的な討論を行った。一つは、全米短大大学メディアセンターコンソーシアム(CCUMC = Consortium of Colleges and Universities Media Centers)で、1994年頃から作業を始め、1996年に「教育マルチメディアのためのフェアユースガイドライン(Fair Use Guidelines for Educational Multimedia)」という報告書をまとめて、合衆国議会下院法務委員会の裁判所知的財産小委員会に提出した¹³⁾。フェアユースとは、著作権法第107条で認められている、批評・論評・ニュース報道・学校・学術論文・研究などで著作権者の許可なしで適切な量の著作物を使用することができること、日本の著作権法でいうところの「引用」に相当する。ただし、第107条では一応のガイドラインは示されているが、基本的にはフェアユースはケースバイケースで判断されるという、非常に

あいまいな考え方である。「教育マルチメディアのためのフェアユースガイドライン」の中では、著作物の適切な使用は、対面授業およびリアルタイム通信授業に加えて、オンデマンド送信授業においても、パスワード、学生による複製の防止策、期間の限定などの条件の下で可能であることを宣言し（第3条2-3）、具体的にどれだけの量の使用なら許容範囲に入るかを明記した。このガイドラインで重要なことは、これを作成するに当たっては、教育機関側のみではなく、出版社、放送機関、音楽、レコード、映画などの著作権を有する団体も参加して合意に達したことである。このガイドラインの範囲内で活動をするならば、たとえ1976年の著作権法で認められていなくても、著作権者は損害賠償請求は行わないという考え方が基本にあった。もちろん、このガイドラインは法的な拘束力はない一種の紳士協定であるが、それがゆえに、いまだにその地位は明確ではない。

もう一つの動きは合衆国政府の行政の指導の下で起こった。1993年にクリントン大統領が、国家情報インフラについての行政側のビジョンを明確にするために、情報インフラ特別対策本部（ITF = Information Infrastructure Task Force）を立ち上げた。この組織は商務長官が本部長となり、さらに三つの委員会に分かれて仕事を進めた。その一つが情報政策委員会で、その委員会の下に知的財産権作業部会（Working Group on Intellectual Property Rights）が設けられた。この作業部会は、1994年9月に報告書の草案を発表したが、ここでは、これまでの教育機関における著作物の取り扱いをそのままオンラインのデジタル送信に適用するのは困難であるとの見解を出した。そこで、もっと総括的な討論が必要であると考え、作業部会はフェアユースに関する会議（CONFU = Conference on Fair Use）を召集した。CONFUは、その後1998年までおよそ100の関係諸団体の代表が参加して討論を重ねたが、容易に合意に至ることはできなかった。この頃、前に述べた全米大学メディアセンターコンソーシアム（CCUMC）も同時に会議を進めており、CONFUと同じような顔ぶれがここにも集まっていた。結局、CCUMCの方が「ガイドライン」を先に独自に完成させたので、CCUMCはCONFUに対して、このガイドラインをCONFUの提案として採択するように説得し、1998年のCONFUの最終報告書にCCUMCのガイドラインが掲載されるに至った⁴⁴。こうしたいきさつから、アメリカ全体のマルチメディアにおける著作権の問題は、議論すべきことはすべて議論し尽くしたという形でガイドラインがまとめられた。このガイドラインの原則が、後の法改正へのインプットへとつながっていった。

1976年著作権法の送信に関する部分が最終的に改正されたのは2002年であったが、その間に、「1998年のデジタルミレニアム著作権法（DMCA = Digital Millennium Copyright Act of 1998）」という法律が制定された⁴⁵。この法律は、文字通り、デジタル時代の新ミレニアムに著作権法がどうあるべきかを制定したもので、「WIPO 実演レコード条約」の履行に関する法律を始め、オンラインやコンピュータによる著作権の取り扱いについて制定したものである。しかし、遠隔教育に関しては、時間的な余裕がなかったので十分に検討することができなかったため、今後研究をするという形で雑則の中に簡単に記されただけであった。DMCAの第403条には次のように記してある。

第403条．排他的権利の制限：遠隔教育（著者訳）

- （a）著作権局長による推薦：この法律が施行されてから6ヶ月以内に、著作権局長は、著作権者・非営利教育機関・非営利図書館および公文書保管庫の代表と相談の上、著作権者の権利と著作物使用者のニーズのバランスを保ちながら、相互デジタル通信を含むデジタル技術を通して、いかに遠隔教育を推進するかの勧告を合衆国議会に対して提出するものとする

- (b) 要素：(a) 款の勧告を作成するに当たって著作権局長は、以下の事項を考慮に入れること。
- (1) 著作権者の排他的権利からデジタルネットワークによる遠隔教育を免除する必要性
 - (2) 遠隔教育で免除する場合に含まれるべき著作物の種類
 - (3) 遠隔教育の免除において使用することのできる著作物の適切な量的制限の範囲
 - (4) 遠隔教育で免除を受ける恩恵をこうむるのは誰にすべきか
 - (5) 遠隔教育で免除される遠隔教育用の資料を受信する資格は誰にあるのか
 - (6) 遠隔教育における免除の資格の条件として、著作物に対する非合法的なアクセスおよび使用または保存に対する防御策として、技術的能力の発展を考慮して、(合衆国法第17編110条(2)に制定されている除外を含む)どのような技術的な対処が可能で防御策として用いることができるか、その手段について
 - (7) 著作物を使用するための許可が、相互通信のデジタルネットワークを使った遠隔教育を行うに当たって入手可能であるか否かを、遠隔教育の免除の適格性を判断するに当たってどの程度考慮するか
 - (8) 相互通信のネットワークを使った遠隔教育に関して著作権局長が適当と見なすその他すべての問題点

以上の点に関して、1998年10月28日から起算して6ヵ月後、すなわち、1999年6月6日までに、著作権局長は、議会に対して、法の改正案を含む報告書を提出しなければならないことになった。報告書の作成に向けて、著作権局長は、首都ワシントン、カリフォルニア州ロスアンゼルス、イリノイ州シカゴでそれぞれ公聴会を開き、国会図書館では遠隔授業の模範授業などを開催して、あらゆる角度からこの問題を検討した⁶⁶⁾。そして、1999年5月25日に、著作権局長が合衆国議会上院法務委員会に報告書を提出しその説明を行った⁶⁷⁾。この報告書では、意見を聴取した関係者の圧倒的多数が、遠隔教育を含むデジタル通信においても、著作物のフェアユースの原則は十分に適用できるという意見を持っていたことを明らかにして、著作権法の改正に向けて次のような内容の提案を行った。

- (a) 「送信 (transmission)」の意味を明確にする。著作権法第110条(2)で使われている「送信」という用語には、アナログ手段同様デジタル手段も含まれることを明らかにする。
- (b) 許可される行為の範囲を技術的に必要な分だけ拡大する。これまでは、「実演」と「展示」しか許可されなかったが、この「実演」と「展示」をデジタル的に行うのに必要な最小限の「複製」や「配布」が許可されるべきである。
- (c) 「教師が介在した授業」の概念を強調する。デジタル送信の授業での「実演」や「展示」は、基本的に対面授業で行われるものと同等のものでなければならない。従って、完全自習形式ではなく、あくまでも教師が介在し、教師の指示と監督の下で遠隔授業が進められることが原則となる。
- (d) 物理的な「教室」における授業でなければならないという必要条件をなくす。これは、今日の現実にはそぐわない。しかし、送信の対象は正規登録をした学生で、一般大衆にはアクセスできない方法で送信しなければならない。
- (e) 新たな危険に対する新たな防御策を導入する。送信に必要な一時的な複製は、最小限の期間にとどめるべきである。また、教育機関は著作権に対する方針を明らかにし、教員・

職員・学生に対して著作権法についての知識を深めそれを遵守するための教育をし、学生には授業で提示される著作物には著作権があることを伝えるなどの啓蒙活動を義務付ける。また、許可されない者のアクセスを禁止し、コピープロテクトを施した著作物のコピーを防止しなければならない。

- (f) 現在の適用資格を維持する。「非営利的教育機関」のみが第110条(2)の適用を受けるべきで、このことは引き続き守っていかなければならない。
- (g) 使用できる著作物の範囲を拡大する。現行では「非演劇的な言語および音楽著作物」の実演のみが許可されているが、その他の著作物についても、使用を可能にすべきである。映画などの著作物は、たとえ非営利の目的でも授業で上映すれば市場に影響を与えるので禁止すべきであるという意見がある。一方、現行の著作権法には音楽の録音物については言及がないので、教育機関は無制限で利用することができる。従って、その中間的な妥協案をここに提案し、利用できる著作物の範囲を拡大する代わりに、その再生は、著作物全部ではなくて、授業に必要な最低限にとどめるように規制する。
- (h) 合法的な手段で作成したコピーを使用することを義務付ける。もし、第110条(2)の著作物の範囲を拡大するなら、すでに第110条(1)にある不法コピーの禁止をここでも適用すべきである。
- (i) 一時的固定を免除する項目を加える。サーバにアップロードし、オンデマンドで配信するために一時的にコピーを行うことができるようにする。もちろん、この場合、コピーは、限られた目的のためだけに使用され、さらなるコピーを防止する方策を可能な限り講じ、第110条(2)で許可される範囲の使用に限定し、講座が開講されている期間以上のアップロードを禁止し、コピーは合法的な手段で作成されたもののみを使用し、コピープロテクトをはずす行為を禁止する。

このような提案をもとに、合衆国議会は、1976年の著作権法を改正する仕事を、2001年の7月に本格的に開始した。そして、その約1年半後の2002年11月2日に著作権法が改正されたのである。

IV. 改正されたアメリカ合衆国著作権法：「2002年 TEACH 法」

A. 「2002年 TEACH 法」の特徴

「2002年 TEACH 法」は、「2002年工業技術教育著作権調和法 (Technology, Education, and Copyright Harmonization Act of 2002)」の略で、2002年11月2日にブッシュ大統領の署名によって効力を発した「21世紀法務省予算承認法 (21st Century Department of Justice Appropriations Authorization Act)」の一部、第13301条「教育的使用における著作権の免除 (Educational Use Copyright Exemption)」の通称 (short title) である¹⁸⁾。

TEACH 法は、1976年の著作権法を全面的に作り直したのではなくて、1976年の著作権法の部分的修正を行ったものである。具体的には、著作物の送信に関する古い第110条(2)を削除して新しい条文を挿入し、同項に関する注意書きを第110条の最後に付加した。さらに、一時的固定物に関する第112条に、デジタル送信に関連した一時的固定物の項目を第112条(f)として追加した。

こうして改正された著作権法は、デジタル通信のために教育関係者が幅広い著作物を使用することを許可し、eラーニングの授業の準備をやすくした一方、その乱用を防ぐための厳しい防御策を義務付けた。この義務に関する特徴は、これまでの個々の担当教員のみ課せられたものが、

教育機関という組織全体に課せられ、教育機関が義務と責任を遂行しなければならないことを明確化したことである。これによって、これまでは、教員ごとに作成して送信を行ってきたeラーニングが、送信前に組織のチェックを受けるようになり、より中央集権的で統一基準で制御された形の体制が整備されることが予想される。そういう意味では、これまで対面授業ではかなり自由であった著作物の使用が、eラーニングの準備においてはこれまでよりも厳しくルールを守ることでも予想され、eラーニングの授業は、必ずしも対面授業をそっくりそのまま電子版にしたようなものではなくはなるはずである。インディアナ大学のケネス・クルーズは、新しい著作権法は「よい機会であると同時に責任」でもあり、「恩恵であると同時に負担」でもあると述べている¹⁹⁾。これは、著作権者の利益と著作物の利用者の利益のバランスを厳しい目で見た結果法改正が行われたことを意味する。このバランスを具体的な形で表すために、TEACH法は、「教育担当者」「教育機関管理者」「技術担当者」の3者にそれぞれの役割を与え、総括的な形でデジタル送信による遠隔教育を可能にした。

B. 教員から見た新著作権法

新しい著作権法は、具体的にはインターネットも利用したオンデマンド形式のeラーニングを行うことを可能にしたが、実際に授業を行う教員の立場から見ると、どのような特権と義務があるであろうか。ここでは、新しい法律の内容を具体的に検討してゆきたい。

1. 送信できる著作物の種類が明記された。旧著作権法では、「展示」に関してはどのような種類の著作物を展示しても構わなかったが、「実演」に関しては、「非演劇的」な言語および音楽著作物に制限されていた。従って、劇的な著作物、その他の視聴覚資料、録音された音声資料などの「実演」ができなかった。この点について、新しい著作権法では、大変重要な改正がなされ、以下のとおりの送信が可能となった。
 - (a) 非演劇的な言語著作物の実演
 - (b) 非演劇的な音楽著作物の実演
 - (c) 演劇的著作物・視聴覚著作物などの全ての著作物の実演。ただし、「適正かつ制限された量」に限定して使用しなければならない。
 - (d) 典型的な対面授業で使用する量に相当する量の著作物の展示（著作物の種類を問わない）
2. 送信できない種類の著作物が明記された。非常に広い範囲の著作物の送信を可能にした一方、送信してはいけない以下の著作物が明記された。
 - (a) 最初からeラーニングの教材として開発されて販売されている教材。これは、開発者（販売者）自身、あるいは開発者（販売者）との契約により購入した場合に送信が可能となるのであって、無断で使用することはできない。当然、この範ちゅうには教科書なども含まれるので、教科書そのものを電子的に送信することは許されない。
 - (b) 著作権法の下で非合法的な手段でコピーしたり入手したりした著作物。コピープロテクトをはずしてコピーした著作物は送信することができない。
 - (c) 著作物を非合法的な手段でコピーしたり入手したということを教育機関が知っていたり、そのような信じる理由がある場合は、送信することができない。この項目は、違法コピーをした教員のみが責任を問われるのではなくて、教育機関もその責任を問われることになるということを明記したものである。
3. 教員の監督の下で授業を行うことが必須条件とされている。今回新たに第110条（2）に挿

入された条文では「教員が介在する教育活動 (mediated instructional activities)」という用語が用いられ、この言葉の定義について条文の最後に特別に説明が行われている。「mediated」という単語の辞書的な意味は、「(何らかの媒体が)介在した」で、何が媒体であるかは分からない³⁰⁾。しかし、第110条(2)では、媒体となるものは「教員」であることが明記されている。すなわち、デジタル送信を行うことのできるのは、全ての教育活動ではなくて、必ず教員が主導の立場にある授業でなくてはならない。これを、条文の具体的な言葉で見ると、次のとおりである。

- (a) 実演や展示は、「教員の指示の下で」あるいは、「教員が実際に監督して」行わなければならない。教員が不在のeラーニングは、授業と見なすことはできない。教材だけサーバに載せておいて、学生が適当にアクセスして学習する「副教材的」または「参考書的」な形での送信、あるいは、授業の一部であっても、事前に独習させる「予習的」なテキストを掲載することはできない。
 - (b) 使用する著作物は、教育機関が行う「教員が介在する体系的な教育活動」の通常な部分として提供される「授業の不可欠な一部」として送信されるものでなければならない。「体系的な教育活動」とは、定められた期間定期的に行われるカリキュラムの一環として行われる授業のことを指す。しかも、その授業を展開するに当たってどうしても必要なものでなければ送信することができない。
 - (c) 本来送信される授業内容と「直接関係があり」その授業の内容にとって「重要な補助」となる資料でなければ送信することはできない。大前提は、まず授業そのものが存在しなければならない。そして、授業の内容によっては、実例を示して分かりやすくするような場合に、補助的に著作物の使用が許されるといいうことになる。あくまでも、授業が「主」で、著作物は「従」でなければならない。
 - (d) 送信できる著作物は、通常の「対面授業」で実演または展示する方法に匹敵する方法で送信しなければならない。従って、教科書を送信することはできないが、授業中に印刷物として配布する程度の著作物の部分的コピーならば、送信してもよいという解釈になる。
4. アナログ著作物の無断でのデジタル化は、次の例外を除いては禁止されている。
- (a) 著作権法第110条(2)で許された条件の下で許された量のみデジタル化する場合。
 - (b) 当該著作物をデジタル化したものを当該教育機関が入手できない場合。この場合注意しなければならないのは、入手できないのは「教育機関」であって「個人の教員」ではないことである。すなわち、著作物の取り扱いについては、最終的には教育機関が責任を持たなければならないという、今回の法律の主旨をここにも見ることができる。
 - (c) 当該教育機関が入手できるものでも、第110条(2)で許可される送信を行う場合、コピー防止などの技術的な理由から入手したデジタルデータを送信用として使用することができない場合。

C. 教育機関の義務と責任

TEACH法は、教育の場において著作物の使用をする場合、単に個人の教員の責任において使用することを許可するのではなくて、教育機関全体を責任の対象としていることも特徴となっている。これは、著作物の利用に関しては、教育機関が積極的にその統制を図り、無謀な使用を組織的に防止する体制作りが行われることを意図したものである。改正された著作権法の下で教育機

関が要求されるのは、次の事柄である。

1. 教育機関は「認可を受けた (accredited)」「非営利」の機関でなければならない。新著作権法では、第110条 (2) で使われる二つの用語の説明を特別に行っている。一つはすでに述べた「mediated」で、もう一つは「accredited」という用語である。これは、日本の大学の設置基準法に基づく「認可」に相当するもので、TEACH法では、高等教育機関の場合は「高等教育認可審議会、または、合衆国教育省の承認を受けた地方または全国的な認可機関」の決定で認可された機関、初等中等教育機関の場合は「該当する州の認可または許可過程」を経て認可された機関という定義がなされている。たいていの学校はこの範ちゅうに入るが、営利を目的とした職業教育機関や、認可を受けた機関の一部でも、別科として設けられている語学学校などは、この範ちゅうには入らない。
2. 著作権に関する組織としての「方針」を制定しなければならない。対面授業においてもeラーニングにおいても、教育機関としての基準を設け、その基準に基づいて全ての教育活動を行うという宣言のような行動が教育機関に求められている。この点については、新しい法律が施行されてからすでに何年か経過しているので、アメリカ中の大学がそれぞれの「著作権に関する方針」を発表している。インターネットで「university」「copyright」「policy」を検索すると、実例はどれだけでも見ることができる。
3. 著作権に関する情報を、教員・職員・学生に提供しなければならない。ここでいう「情報」とは、「著作権に関する合衆国の法律を正確に記述しその遵守を促進する情報資料」のことを指す。現在では、この情報は、当然ウェブサイトに掲載されているし、パンフレットなどの印刷物で配布することも積極性を示す行動として評価されている。また、eラーニングの場合には、科目ごとに著作権に関する情報を提供するのが好ましいと考えられている。
4. 授業で展示したり配布したりする著作物については、著作権によって保護されている可能性があることを学生に通知しなければならない。先に述べた著作権に関する組織としての「方針」や著作権に関する正確な「情報」の提供は、総括的でかなりの量になるものであるが、学生に対する「通知」は、著作物を無意識に提示するのではなく、個々の著作物に対して著作権が存在することについて学生の注意を喚起する程度のものでよいとされている。しかし、同時に、授業で使用した著作物のさらなる複製や配布は防止する内容でなければならない。特に、デジタル化された著作物については、さらなる複製や配布が容易にできる可能性があるため、その防止策には努めなければならない。
5. 著作物の送信は、当該科目に正規登録した学生のみに行うものでなければならない。著作物の送信が許されるのは、こうした正規の授業の一部として許されるのであって、大学の広報活動の一環とか、研究者間の情報の交換など、授業以外の目的での送信は許されない。

D. デジタル送信における技術的な規制

TEACH法の特徴は、「教育担当者」「教育機関管理者」「技術者」の3部門にそれぞれ義務と責任を課してデジタル送信のあり方を規制するという「三位一体」形式を取っていることである。eラーニングは、デジタル情報の電子的送信に依存しなければ成立しないので、対面授業と比較した場合、技術関係者の役割は他の2部門に等しく重要なものとなる。技術関係者に課された義務と責任は、次のとおりである。

1. 正規登録した学生のみがアクセスできるように制限すること。第110条 (2) で許可される著作物を使用する場合は、一般公開は許されないため、ID やパスワードの使用が義務付け

られる。

2. 著作物のデジタル送信は、正規の授業科目が行われている期間以上に渡って行ってはならない。通常の大学の授業では、カリキュラム上の1科目が開講されている機関を限度とすることが義務付けられている。授業期間が終了してからもアクセスできるような形でサーバに蓄積してはならない。
3. 受講者が著作物を第三者に配布することができないような技術的な対策を講じなければならない。受講者が著作物を容易にダウンロードし、複製し、配布することができないように、技術的に可能な限りの防止策を講じる必要がある。
4. 著作物の無許可の複製や普及を防止するために著作者が技術的な防止装置を著作物に施している場合には、それを妨害するような行為に及んではならない。複製防止のための装置をはずすような行為は違法行為となる。
5. 送信を行うに当たって技術的に生じる著作物の一時的な複製と蓄積は許される。しかし、上で述べたように、限られた期間内、限られた受信者のみがアクセスできることを確保しなければならない。

以上が、2002年の著作権法の改正（TEACH法）によって新たに定められた規定である。こうした法改正で重要なことは、著作物を提供する側と利用する側の双方の権利のバランスが取れていて、どちらにとっても重大な利益の損失がないことである。このことは、高等機関で教育を行う者は、著作物の利用者であると同時に著作者であることも多いので、双方の立場を理解した上で賢明な改正を行うことである。アメリカの著作権法の場合、十分な時間を費やし、さまざまな関係者から意見を聞き尽くして法改正が行われたので、日本にとっても十分に参考になると思われる。

V. フェアユースガイドライン

さて、どのような状況や条件で著作物をデジタル通信で利用できるかは、よく分かったが、まだ明らかにされていないことは、どの程度までの使用ならば許容範囲内なのかということである。1976年著作権法で制定され今日でも効力のあるのが、第107条の「排他的権利の制限：フェアユース」であるが、この条文には、「批評・論評、ニュース報道・授業・研究または調査を目的とする著作権のある著作物の適正な使用（フェアユース）は、著作権の侵害とはならない。」とある。そして、フェアユースとなるか否か判断する場合に考慮すべき要因は、以下のとおりとされている。

- (1) 使用の目的および性質（商業的目的か非営利教育的目的か）
- (2) 著作権のある著作物の性質
- (3) 著作物全体から見た場合の使用される量
- (4) 著作物の市場価値に対する影響

これらの事項について問題ないと判断された場合にはフェアユースと認められるが、(3)などの数量的な考察の場合、法律では具体的な数値は何も示されていない。結局は、問題が起きたときに裁判所が判断することになる。

しかし、毎回裁判を行うのも非現実的である。そこで考えられたのが、著作権者も使用者も納得できるガイドラインを設けてはどうかということである。ガイドラインというものは、法的拘束力はないが、もし、これで秩序が保たれるのなら、法律よりもレベルの高いものである。た

例えば、喫煙にしても車の駐車にしても、道徳的なレベルでお互いに規律を守ることができれば、法を制定する必要はない。しかし、道徳だけでは秩序を保つことができないので立法が必要とされる。誰もが納得する範囲で著作物を使用するのなら、あえて法に訴える必要はなくなる。このような理念から全米短大大学メディアセンターコンソーシアム(CCUMC)が著作権者側と協議の上1996年に作り上げたのが、「教育メディアのためのフェアユースガイドライン」である。これは、TEACH 法制定前に作成されたが、新しい法律の時代になっても尊重されているガイドラインである。

ガイドラインは「序」から始まる全6章と、補遺A(ガイドラインを支持する組織のリスト)、補遺B(作成会議に参加した組織のリスト)から成る。その中で最も関心のあるのが、第4章2項の「著作者の許可なくしてマルチメディア教材に使用することのできる著作物の量」の内容である。ここには、著作物の種類別に具体的な記載があり、次のとおりである。

- (1) 動画：使用する部分を合計した場合、著作物全体の10%または3分間のどちらか短い方。
- (2) 文字著作物：使用する部分を合計した場合、著作物全体の10%または1,000語のどちらか短い方。詩の場合は、1編の詩の長さが250語以下の場合は、その詩の全てを使用してもよい。しかし、詩人1人につき3つの詩まで、あるいは、異なった詩人から成る詩集の場合は、1冊の詩集から5つの詩まで。250語以上の詩の場合は、一つの詩から250語までの使用が可能。ただし、1人の詩人につき3つの詩の引用まで、あるいは、異なった詩人から成る詩集の場合は、1冊の詩集から5つの詩の引用まで。
- (3) 音楽、歌詞、音楽ビデオ：使用する部分を合計した場合、著作物全体の10%まで。ただし、一つの音楽著作物から30秒以上使用することはできない。
- (4) イラストレーションと写真：著作物をまるまる全部を使用することはフェアユースには当てはまらないので、定義することは困難であるが、1人の芸術家の作品の使用は5枚を限度とする。まとまった作品集の場合には、使用するイメージ合計の数が著作物全体の10%または15枚のどちらか少ない方。
- (5) 数字・統計的データ：使用する部分を合計した場合、著作物全体の10%または2,500フィールド(セル、マス)分のデータのどちらか少ない方。

VI. お わ り に

eラーニングという教育手段は、大変便利な手段で、有効に利用すれば、今後その普及が期待されるが、現在の日本の著作権法が関する限りは、通常の教室で行う対面授業と同等の市民権が与えられていない。その理由は、対面授業では認められている著作物に対する排他的権利の制限が、サテライト教室への同時通信では認められているが、異時通信を伴うeラーニングでは認められていないからである。すなわち、対面授業においてならば授業に必要な著作物の一部を著作権者の許可なしで適正な量だけ複製して配布することが可能であるが、eラーニングの授業の準備を行う場合、対面授業と同じ教材をサーバに蓄積して配信することができない。もし、今後、わが国でのeラーニングの発展と普及を真剣に考えるならば、この点における著作権法の改正が望まれるところである。

この問題に関して、アメリカ合衆国では、遠隔教育のデジタル化が進むと、法改正の声が高まり、2002年にeラーニングでも対面授業と同様の著作物の扱いが認められるよう著作権法が改正さ

れた。その大きな原因は、アメリカではアナログの時代から遠隔教育が盛んに行われてきており、新しい技術の時代に入ると、1976年に制定された著作権法では対応できない不自由さを訴える声が全国から上がったからである。そして、この法改正を行うに当たって、各方面で論議が行われ、著作権者も使用者も納得できる形の法改正が行われるに至った。

アメリカの2002年の著作権法改正の特徴は、著作物のデジタル通信上の利用を緩和すると同時に、著作物の使用に関してかなり厳しい制限を設けたことである。その制限を設けるに当たって、これまでは、教育機関の場合、教員という授業担当者のみが使用の判断を行い責任を負っていたものを、「教育担当者」「教育機関管理者」「技術者」の3部門にそれぞれ義務と責任を課して「三位一体」の責任体制を敷く方法を取った。万一教室における著作権の侵害が指摘された場合には、単に教員が責任を問われるのではなく、教育機関全体が責任を問われる仕組みになっている。そのために、教育機関は、常に著作権に関する教育と啓蒙活動を教職員や学生に対して行わなければならない。改正からすでに数年経過した現在のアメリカでは、どの教育機関でもこのことは徹底して守られていることが伺える。

本稿は、このアメリカ合衆国での著作権法の改正を参考にして、日本でも法改正の論議を進めることを強く提案するものである。アメリカの経験から、法改正を行うことには次のようなメリットがあると考えられる。

まず、eラーニングの立場から考えると、一定の著作物を使用することによってより豊かな内容の授業を提供することができるようになる。また、適当な具体例などを提示することで、授業準備のための負担も減少し、多忙さを理由にeラーニングを嫌う教員の減少にも貢献すると思われる。

しかし、もっと大切なことは、教育関係者全体において著作権に対する意識が高まり、これまでもしかすと無意識で利用していた著作物を、意識してより慎重に取り扱うようになることが予想される。これは、eラーニングに限らず、通常の対面授業でも言えることである。また、最終責任を負うのは個々の教員ではなくて教育機関そのものであるということになると、教育機関内部でのチェックシステムが現在以上に機能するようになり、結果的には著作権の尊重という概念が各方面に浸透することになる。さらに、このような環境の中で教育を受けた学生も、生涯を通して著作権を意識するようになり、最終的には業界の利益につながると考えることができる。

ゆえに、著作権法の改正は、一見著作権者のデメリットになるように伺えるが、改正の方法によっては、最終的には著作権者のメリットになるであろう。こうした意味での効果も考慮に入れて、今後、討論が進められることを期待する。

註

- (1) 文部科学省「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過(平成17年8月25日)」1 権利制限の見直しについて(6)学校教育関係の権利制限について <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05090806/007.htm> 【2006年9月21日】
- (2) 清水康敬監修、中村司・西田光昭・清水俊一編著『必携！教師のための学校著作権マニュアル』教育出版、2006年。
- (3) 独立行政法人メディア教育開発センター「著作権法の基礎知識 IT活用教育関係者が知っておきたい著作権」2006年。
- (4) 独立行政法人メディア教育開発センター「教育関係者のための著作権契約に関する手引き」2006年。
- (5) “Statute of Anne; April 10, 1710” in Avalon Project at Yale Law School <<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/eurodocs/>>

- anne_1710.htm > 【2006年9月23日】。さらに興味深いことは、第5条で、出版社に対し、王立図書館やその他オックスフォード、ケンブリッジなどの重要な大学の図書館に納めるために、対象となる出版物を「最高の質の用紙」を使って9部印刷して収めることを義務付けている。
- (6) Association of Research Libraries, “Timeline: A History of Copyright in the United States,” Washington, D.C. <http://www.arl.org/info/fm/copy/timeline.html > 【2006年9月23日】。
- (7) “1909 Copyright Act, Section 1-Exclusive rights as to copyrighted works,” in MEGALAW.COM <http://www.megalaw.com/top/copyright/1909/1909_1.php > (c)(d)(e) 項参照。【2006年9月23日】。
- (8) William F. Patry, “Copyright Law and Practice: Chapter 1-Introduction,” The Bureau of National Affairs, Inc. <http://digital-law-online.info/patry/patry_8.html > 【2006年9月23日】。
- (9) “Supplementary Report of the Register of Copyrights on the General Revision of the U.S. Copyright Law: 1965 Revision Bill, Pt. 6, House Comm. on the Judiciary, 89 th Cong., 31 (Comm. Print 1965) (“Supplementary Report ”) cited in U. S. Copyright Office. “Report on Copyright and Digital Distance Education: A Report of the Register of Copyrights.” May 1999. p. 75 (Note 168) <http://www.copyright.gov/reports/de_rprt.pdf > 【2006年9月22日】。
- (10) S. 505 To amend the provisions of title 17, United States Code, with respect to the duration of copyright, and for other purposes: Title 1, Copyright Term Extension <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c 105:1:./temp/~c 105 TdqIv 5:e 0: > 【2006年9月21日】。
- (11) 条文の訳は著者による。アメリカ合衆国の旧著作権法(1976年法)の全文の和訳は、著作権情報センターのホームページに見ることができる。著作権情報センター、「外国著作権法令集和訳版アメリカ編」山本隆司・増田雅子共訳(2000.7 up) <http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html > 【2006年9月14日】
- (12) National Center for Education Statistics, “Distance Education at Postsecondary Education Institutions: 1997-98,” U.S. Department of Education, Office of Educational Research and Improvement, December 1999: <http://nces.ed.gov/pubs 2000 /2000013.pdf > 【2006年9月23日】。
- (13) Consortium of Colleges and Universities Media Centers, “Fair Use Guidelines for Educational Multimedia: Nonlegislative Report of the Subcommittee on Courts and Intellectual Property, Committee on the Judiciary, U. S. House of Representatives,” September 27, 1996 <http://www.ccumc.org/copyright/ccguides.html > 【2006年9月25日】。
- (14) Bruce A. Lehman, “Final Report to the Commissioner on the Conclusion of the Conference on Fair Use,” November 1998 <http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/confu/confurep.pdf > 【2006年9月25日】。
- (15) Final Joint Version of H.R. 2282, “DMCA (Digital Millennium Copyright Act, Oct. 20, 1998,” <http://www.eff.org/IP/DMCA/hr 2281_dmca_law_19981020_pl 105-304.html > 【2006年9月24日】。この法律の要約は、“The Digital Millennium Copyright Act of 1998, U.S. Copyright Office Summary(December 1998)” <http://www.copyright.gov/legislation/dmca.pdf > に見ることができる。
- (16) U.S. Copyright Office, “Copyright and Distance Education: Important Dates,” <http://www.copyright.gov/disted > 【2006年9月21日】。
- (17) “Statement of Marybeth Peters, The Register of Copyrights, before the Committee on the Judiciary: Copyright and Digital Distance Education” United States Senate 106 th Congress, 1 st Session, May 25, 1999 <http://www.copyright.gov/docs/regstat 52599.html > 【2006年9月21日】。
- (18) H.R. 2215, “21 st Century Department of Justice Appropriations Authorization Act.” <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c 107:H.R.2215.ENR: > または、 <http://www.copyright.gov/legislation/pl 107-273.html > 【2006年9月21日】。
- (19) Kenneth D. Crews, “New Copyright Law for Distance Education: The Meaning and Importance of the TEACH Act,” Indiana University, 2002 <http://www.copyright.iupui.edu/teach_summary.htm > 【2006年9月21日】。
- (20) たとえば、Thomas de Zengotite 著の *Mediated: How the Media Shapes your World and the Way you Live in It*. New York: Bloomsbury 2005 .では、マスメディアが介在することを前提としている。

【資料1】

2002年工業技術教育著作権調和法 (TEACH Act : ティーチ法) (著者訳)

Technology, Education, and Copyright Harmonization Act of 2002

< http://www.copyright.gov/legislation/pl_107-273.html >

2002年11月2日ブッシュ大統領の署名により効力を発した『21世紀法務省予算承認法』(HR 2215)の一部 (第13303条)

アメリカ合衆国著作権法第110条「特定の実演および展示の免除」の改正

【1】第110条第(2)項を削除し、次の条文を挿入する：

(2) <省略：著作権法の本文ゴシック体文字部分参照>

【2】第110条の最後に、次の条文を追加する。

<省略：著作権法の本文ゴシック体文字部分参照>

アメリカ合衆国著作権法第112条「一時的固定物」の改正

【1】第(f)款を第(g)款と改める。

【2】第(e)款の後に、次の条文を挿入する。

(f) <省略：著作権法の本文ゴシック体文字部分参照>

【資料2】

2002年 TEACH 法による改正後のアメリカ合衆国著作権法【抜粋】(著者訳)

(ゴシック体で強調された部分が2002年の改正部分)(強調は著者による)

第110条 排他的権利の制限：特定の実演および展示の免除

第106条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害にはならない。

- (1) 非営利的教育活動で、教室またはそれに類似するもっぱら教育を行う場所で対面形式で行われる授業科目で教師または生徒が行う著作物の実演または展示。ただし、映画、その他の視聴覚著作物、実演、個々の映像の展示が、本編に照らし合わせた場合、非合法的手段で複製が行われたものではなく、その実演を行う責任者がコピーが非合法的手段で作成されたものではないということを知っているか、そのように信じる理由がある場合に限る。
- (2) デジタルネットワークによって送信する、教員が介在する教育活動の一環としての実演または展示を主要な目的として制作あるいは販売された著作物、この法律の下で合法的に作成または入手していないコピーまたは録音物を用いた実演または展示、および、送信を行う政府機関または認可を受けた非営利教育機関が合法的に作成または入手していないと知りまたはそのように信じる理由があった場合を除き、非演劇的な言語または音楽著作物または適切かつ制限された量のその他の著作物の実演、または、対面授業の一環として通常展示する量に匹敵する量の著作物の展示で、以下の条件を満たすもの。
 - (A) 実演または展示が、政府機関または認可を受けた非営利教育機関による媒体を用いた体系的な教育活動の通常の部分として提供する授業の不可欠な一部として、教員の指

- 示または実際の監督の下で行われること。
- (B) 実演または展示が、送信する教育内容と直接関連し、かつ、その重要な補助であること。
 - (C) 送信は、技術的に可能な限り、もっぱら、以下に限定した受信を目的とすること。
 - (i) 送信が行われる科目に正式に登録している学生、または
 - (ii) 公務または職務として受講する政府機関の役員または職員
 - (D) 送信を行う団体または機関は、
 - (i) 著作権に関する方針を制定し、著作権に関する合衆国の法律を正確に記述しその遵守を促進する情報資料を、教員・学生・関係職員に対して提供し、授業に関連して使用する資料は、著作権法の保護の対象である可能性があることを学生に対して通知をすること。
 - (ii) デジタル送信の場合には、
 - (I) 以下を適切に防止する技術的対策を講じること。
 - (aa) 送信を行う団体または機関から送信される著作物を、受信者がアクセス可能な形態で、当該科目が行われる期間よりも長い期間保存すること。
 - (bb) 他の者がアクセス可能な形態で当該受信者が著作物を無許可でさらに普及すること。
 - (II) 保存または無許可の普及を防止するために著作権者が用いる技術的な措置を妨害すると見なされるような行為に及ばないこと。

< 中略 >

第(2)項中、本条におけるデジタル送信による著作物の実演または展示に関する用語「教員が介在する教育活動 (mediated instructional activities)」とは、教員の管理下または教員による実際の監督の下で行われ、かつ、対面授業の状況で行われる種の実演や展示に類似した授業体験の不可欠な一部として当該著作物を使用する活動を意味する。この用語は、単一科目における一または複数の授業において、教科書、教材パッケージ、あらゆるメディアによるその他の教材、高等教育における学生が独自の利用および保存のために本来購入または取得すべき教材のコピーまたは録音物、初等および中等教育の児童生徒が所有し独自に使用するために本来購入または取得すべき教材を使用する活動を意味しない。

第(2)項に関する限りは、「認可 (accredited)」については、

- (A) 高等教育を提供する機関に関しては、高等教育認可審議会、または、合衆国教育省の承認を受けた地方または全国的な認可機関が決定する。
- (B) 初等または中等教育を提供する機関に関しては、該当する州の認可または許可過程を経て承認される。

第(2)項に関する限りは、いかなる政府機関も認可を受けた非営利教育機関も、第(2)項が認める資料の実演または展示のデジタル送信の自動技術過程において生じる暫定的または一時的保存のために法的責任を問われることはない。本項における送信を行う団体または機関が管理または運営するシステムまたはネットワーク上に、予定する受信者以外の者が通常アクセスできる方法で、いかなる資料をも保存してはならない。システムまたはネットワーク上に、送信を行うのに適切と思われる必要期間以上、予定した受信者が通常アクセスできる方法で、いかなるコピーをも保存してはならない。

第111条 排他的権利の制限：二次的送信

< 111条は省略 >

第112条 排他的権利の制限：一時的固定物

< 前略 >

(f)(1) 第106条の規定にかかわらず、また、第(b)款の適用を制限することなく、第110条(2)の下で権利を有する政府機関またはその他の非営利教育機関が、第(2)項が許可する範囲内のみで、第110条(2)が承認する送信を行うのに使用する実演または展示を具体的に表現するデジタル形式の著作物およびアナログ形式の著作物のコピーまたは録音物を作成するために実演または展示を送信することは、以下の条件の下では、著作権の侵害にはならない。

(A) 当該コピーまたは録音物は、それを作成した団体または機関のみが保存および使用し、第110条(2)が認める場合以外にさらなるコピーまたは録音物が一切作成されない場合。

(B) 当該コピーまたは録音物が、第110条(2)が承認する送信のみに使用される場合。

(2) 本款は、第110条(2)が実演または展示を認める著作物の量に関する限りの以下に変換を認める場合を除いては、印刷物またはその他のアナログ形式の著作物をデジタル形式に変換することを認めるものではない。

(A) 当該機関において、著作物のデジタル版が入手不可能な場合、または、

(B) 当該機関が入手可能な著作物のデジタル版が、第110条(2)の下で使用するのを防止するための技術的保護処置の対象となっている場合。

< 後略 >